

返戻金制度について

下記の規定通りに、受領した紹介手数料の一部を返還するものとする。

1. 当社が紹介した求職者が、採用企業に入社した日から3ヶ月以内に、
自己の都合により退職（雇用契約の解除）した場合、
当社は受領済みの紹介手数料の一部を次の基準に基づき返還するものとする。
 - ・ 入社後30日以内の退職：受領済み手数料の80%
 - ・ 入社後31日以上90日以内の退職：受領済み手数料の50%
 - ・ 入社後91日以降の退職：返還しない
2. 前項の規定にかかわらず、退職の理由が次の各号のいずれかに該当する場合、
当社は紹介手数料の返還義務を負わないものとする。
 - ・ 採用企業の責めに帰すべき事由による解雇または退職勧奨
 - ・ 採用企業が入社前に提示した労働条件と実際の労働条件に著しい相違があった場合
 - ・ 採用企業内におけるハラスメント行為、その他法令違反に起因する退職
 - ・ 天災地変その他、求職者および当社の責めに帰すことができない事由による退職
3. 採用企業は、第1項に基づく返還請求を行う場合、退職日の翌日から14日以内に、
当社に対して退職を証明する書面を添えて通知しなければならない。
当社は、通知内容を確認のうえ、適正な請求受領後30日以内に、
指定の銀行口座へ返還金を振り込むものとする。
なお、振込手数料は採用企業の負担とする。

以上